

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	千葉県
3. 市区町村名	千葉市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.chiba.jp/somu/joho/kaikaku/dokujiriyoujimu.html

執行機関名 千葉市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	子どもの医療費の助成に関する条例(昭和45年千葉市条例第36号)による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表 第2の項 子どもの医療費の助成に関する条例(昭和45年千葉市条例第36号)による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	子どもの医療費の助成に関する条例(昭和45年条例第36号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やかに</u> 生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべて <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第一条 この条例は、 <u>子どもの保護者</u> に対し、 <u>子どもの医療費の一部</u> を助成することにより、 <u>子どもの保健の向上</u> 及び子育て支援の充実を図り、もって <u>子どもの福祉の増進</u> に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		子どもの医療費の助成に関する条例(昭和45年千葉市条例第36号) 子どもの医療費の助成に関する条例施行規則(昭和45年千葉市規則第29号)